

児童手当のお手続きはお済みですか？

～10月より児童手当が新しくなりました～

令和6年10月分より、児童手当の制度が変わりました。手続きが必要な方は必要書類をご準備のうえ、健康こども課窓口にご申請してください。

令和7年3月31日(月)までに申請した場合、令和6年10月分からの児童手当をさかのぼって支給します。令和7年4月1日(火)以降の申請では、申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

<申請が必要な方>

- ・0歳～高校生年代（※1）までの児童を養育している方（18歳到達後の最初の年度末まで）
- *前回支給（令和6年12月9日）の児童手当を受給している場合は申請不要です。

<追加申請が必要な方>

- ・子どもが3人以上いて、0歳～高校生年代（※1）までの児童以外に、大学生年代（※2）の子どもが居る場合。
（※1）平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ（就学、就労不問）
（※2）平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ（ // ）
- 制度改正の詳しい内容は、町ホームページをご確認ください。

問合せ 健康こども課 子育て支援担当 ☎66・3111 内線134

まだ
間に合います！

子宮頸がん(HPV)ワクチン予防接種！

過去の積極的な勧奨の差控えにより接種機会を逃した方及び高校1年生相当の方を対象とした無料の子宮頸がんワクチン予防接種については、令和7年3月31日までとされておりました。

しかし、急激にワクチンの需要が高まり、ワクチンの供給不足が生じたこと等により、**次の条件を全て満たす方**は残りの2回目、3回目について無料接種期間が1年間延長されます。

全3回の接種には約6か月かかりますが、これから1回目を接種しても間に合いますので、希望される方はお早めに接種開始をご検討ください。

対象者：平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの女性

条件：①令和4年4月1日～令和7年3月31日の期間中に子宮頸がんワクチンを**1回以上**接種していること
②全3回の子宮頸がんワクチン予防接種を終えていないこと

接種期間：令和8年3月31日まで

※年度末は接種希望者の増加により、医療機関の予約が取りにくくなるのが予想されます。

※医療機関へ予約される前に、必ず接種歴をご自身の母子健康手帳等で確認してください。

問合せ 健康こども課 健康づくり担当 ☎66・3111 内線132、133

旧優生保護法に基づく優生手術などを受けた方へ 国から補償金等が支給されます

対象 昭和23年9月11日から平成8年9月25日の間に優生手術（子どもができなくなる手術）等を受けた方又は人工妊娠中絶を受けた方

※母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます。

請求期限 令和12年1月16日

支給額 ※一部併給調整有	優生手術等補償金		中絶手術一時金	支給額	優生手術等一時金	
	本人	特定配偶者	本人		本人	一律320万円
令和7年1月17日 から受付開始	一律1500万円	一律500万円	一律200万円	請求受付中	本人のみが対象となります。	
	本人・特定配偶者だけでなく、 そのご遺族も対象となります。		本人のみが対象 となります。			

問合せ 埼玉県庁 旧優生保護法補償金等受付・相談窓口
☎048・831・2777 FAX048・830・4804
午前9時～午後5時 ※土日祝を除きます。